

令和 6 年度 福岡市こども・子育て審議会
第 3 回専門委員会③

会 議 録

日時 令和 6 年 7 月 3 0 日（火） 1 0 時 0 0 分

場所 TKP エルガーラホール 多目的ホール

令和6年度 福岡市こども・子育て審議会 第3回専門委員会③

〔令和6年7月30日（火）〕

開 会

開会

（事務局）

定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は大変お忙しい中、また、大変お暑い中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

ただいまより、令和6年度 福岡市こども・子育て審議会 第3回専門委員会を開催させていただきます。

私は事務局を担当いたします、福岡市こども未来局こども政策課長でございます。よろしくお願いいたします。着座にて進行させていただきます。

本日は、オンラインを併用しての会議となっております。恐れ入りますが、委員の皆様がご発言される際には、オンライン参加の方にも伝わるよう、お名前をお願いいたします。

本専門委員会につきましては、福岡市こども・子育て審議会条例第6条第3項の規定により、委員の2分の1以上の出席が必要となっております。本日は、委員7名のうち、5名にご出席いただいておりますので、本日の会議が成立しますことをご報告いたします。

また、本日の会議は、福岡市情報公開条例に基づき、公開にて開催いたします。

なお、本日は、山下委員がオンラインでのご参加、酒瀬川委員、本山委員がご欠席となっております。

まず、開会に先立ちまして、お手元の配布資料のご確認をお願いいたします。

会議次第、委員名簿、会場の座席図をお配りしております。また、議題に関連する資料として、資料1「第6次福岡市子ども総合計画の策定について（現計画における主な取り組みや課題、施策強化の方向性等）」、資料2「第6次福岡市子ども総合計画の策定について（素案）」、参考資料1「第2回専門委員会③における主な意見」をお配りしております。また、第5次福岡市子ども総合計画の冊子、第1回、第2回専門委員会の資料をお手元にご用意しておりますので、必要に応じてご参照ください。

資料は以上でございますが、皆様お揃いでしょうか。ありがとうございます。

それでは、福岡市こども・子育て審議会条例第6条第1項の規定に基づきまして、ここからの会議の進行は、会長をお願いいたします。

議題

（会長）

おはようございます。早速議事に入らせていただきます。本日はお手元の会議次第にありますとおり、議題として第6次福岡市子ども総合計画素案について審議をさせていただきます。

限られた時間で多くの皆様にご発言いただきたいと思いますので、ご質問やご意見はできるだけ簡潔にご発言をいただき、事務局からの説明についても分かりやすく簡潔をお願いいたします。

それでは事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

こども政策課長でございます。お手元の資料1をお願いいたします。第6次福岡市子ども総合計画につきまして、これまで分野別に4つの専門委員会を設置し、現計画期間中の主な取り組みや現状と主な課題、施策強化の方向性について、ご審議をいただいております。

資料1は、これまでの総括として、各専門委員会においてご審議いただいた内容の要旨を、現計画の3つの基本目標に沿って整理するとともに、社会情勢の変化や国の動きとして、一番下の枠囲みに、「少子化の進展」と「子どもの権利の尊重」の2つを特筆し、整理しております。既にご審議いただいた内容のまとめでございますが、こちらの内容を踏まえ、素案を作成しておりますので、説明は省略させていただきますが、他の専門委員会でご審議いただいた内容も記載しておりますので、よろしければご参照ください。

続きまして、お手元の資料2をお願いいたします。第6次子ども総合計画の素案につきまして、現在の検討内容をお示ししております。まず、左上の基本理念でございますが、福岡市では、平成12年、西暦2000年に最初の子どもの総合計画を策定して以降、一貫して「子どもが夢を描けるまち」をめざすことを基本理念に掲げ、取り組みを進めてまいりました。第6次計画においても、「すべての子どもが夢を描けるまちをめざして」という基本理念は踏襲したうえで、子ども一人ひとりが未来を創るかけがえのない存在として、それぞれの権利や多様性が尊重され、将来に夢を描きながら、様々なことにチャレンジし、自分らしく健やかに成長できるまちを目指してまいりたいと考えております。また、誰もが安心して子どもを生み育てられるよう、社会全体ですべての子どもと子育て家庭を支えるとともに、すべての子どものウェルビーイングの実現をめざして参りたいと考えており、これまでの専門委員会でのご審議を踏まえ、基本理念の説明の中に、子どもの権利や多様性、子どものウェルビーイングといったキーワードを新たに追加しております。

次に、施策を推進する上での「基本的視点」でございますが、社会情勢の変化や現状と主な課題などを踏まえ、必要な見直しを行いたいと考えております。

視点1「すべての子どもの権利の尊重」につきましては、現計画に引き続き、子どもを権利の主体として認識し、その権利を保障し、多様な人格や個性を尊重しながら、一人ひとりの最善の利益を図りたいと考えており、これまでのご審議を踏まえ、権利の主体といったキーワードを説明に加えております。

視点2「すべての子ども・子育て家庭の支援」につきましても、現計画に引き続き、すべての子ども・若者・子育て家庭を対象に、それぞれの状況やライフステージに応じて、切れ目なく、きめ細かに支援してまいりたいと考えており、これまでのご審議を踏まえ、切れ目のない支援に加え、それぞれの状況に応じて、きめ細かに支援することを説明に加えております。

視点3「一人ひとりの視点に立った支援」につきましては、今回、新たに追加したいと考えている視点でございます。これまでのご審議や、こども基本法に基づき策定された国の「こども大綱」において、「こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく」ことが基本的方針の1つに掲げられていることなどを踏まえ、子ども・若者、保護者

の視点に立ち、その意見を聴きながら、施策を構築・実施してまいりたいと考えております。

視点4「必要な人へ確実に届く支援」につきましては、現計画の視点の1つでございます「支援へのアクセス向上」を発展させたものでございます。こちらも、これまでのご審議を踏まえ、支援が届きにくい状況にある子ども等を含め、様々な状況にあるすべての子ども・若者、子育て家庭へ必要な支援を確実に届けられるよう、プッシュ型・アウトリーチ型の支援を実施してまいりたいと考えております。

最後に、視点5「社会全体での支援」につきましては、現計画の視点4「地域や市民との共働」と視点5「社会全体での支援」を統合いたしまして、市民や事業者、地域、学校など、あらゆる主体と連携し、それぞれの役割を果たしながら、社会全体で子ども・若者、子育て家庭を支援できるよう、取り組んでまいります。

以上が「基本的視点」でございまして、次に「施策体系」についてご説明いたします。まず、資料の左下で全体像をご説明した後、専門委員会③に関連する施策について、資料の右側でご説明いたします。

まず、全体像につきまして、現計画では、3つの基本目標に沿って、様々な施策を推進してまいりましたが、前回の専門委員会において、施策体系の見直しの方向性としてお示しのとおり、第6次計画では、こども基本法の施行や少子化の進展など、社会環境の大きな変化を踏まえ、社会全体で子どもを育む新たな目標を掲げることとし、目標1に「子ども・子育て家庭にやさしいまちづくり」を掲げたいと考えております。こちらは、全年齢を対象に、社会全体で取り組む施策として、「子どもの権利の尊重と意見表明支援」、「社会全体で子育てを応援する環境づくり」を推進してまいりたいと考えております。

次に、目標2「安心して生み育てられる環境づくり」につきましては、現計画の目標1をベースとしております。前回の専門委員会でご説明のとおり、これまでのご審議を踏まえ、対象を主に妊娠前から乳幼児期に拡大したうえで、「プレコンセプションケアの推進と親子の心と体の健康づくり」「幼児教育・保育の充実と多様なニーズへの対応」「相談支援体制と情報提供の充実」を推進してまいりたいと考えております。

次に、目標3「子ども・若者が自分らしく健やかに成長できる環境づくり」につきましては、現計画の目標2をベースとしております。主に学童期から青年期を対象とした施策として、「子どもの学び・体験機会の提供」、「子ども・若者が安心して過ごせる場づくり」「悩みや問題を抱える子ども・若者の支援」を推進してまいりたいと考えております。

最後に、目標4「一人ひとりの状況に応じてきめ細かに支援する環境づくり」につきましては、現計画の目標3をベースとしております。全年齢を対象とした施策として、「障がいのある子どもや発達に気になる子どもの支援」「児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実」「ひとり親家庭など様々な環境で育つ子どもの支援」「子どもの貧困対策」を推進してまいりたいと考えております。

以上、4つの目標と、12の施策を掲げ、子ども施策を総合的・計画的に推進してまいります。

次に、専門委員会③に関連する施策につきまして、資料の右側で、現在の検討内容をご説明いたします。

まず、目標1の施策1「子どもの権利の尊重と子どもの意見表明支援」でございます。現状と課

題として、こども基本法において、子どもの権利の尊重や子どもの意見表明など、同法の基本理念にのっとり、子ども施策を策定・実施することが求められていること、また、市の意識調査では、「自分の意見が大切にされていないように感じることもある」と答えた中高生の割合が2割超となっていることを挙げております。

それを踏まえ、社会全体で子どもの権利を尊重し、子どもの意見を大切にするよう普及啓発を行うこと、子どもアドボカシーを推進するとともに、子ども施策の策定・実施に子どもの意見を反映する取組みを進めることを施策の方向性として掲げ、推進してまいりたいと考えております。

次に、目標4の施策9「障がいのある子どもや発達に気になる子どもの支援」でございます。現状と課題として、発達障がいへの社会的な理解の広がりなどにより、療育センターなどにおける新規受診児数が増加し、診断待ちが発生していること、また、福祉と教育の連携強化など切れ目のない支援が求められていることを挙げております。

それを踏まえ、障がいの「早期発見と療育・支援体制の充実」、「特別支援教育の推進」、「放課後等における支援の充実」、発達障がい者支援センターにおける、ライフステージを通じた切れ目のない支援など「発達障がい児の支援」、「自立や社会参加に向けた相談・支援」を施策の方向性として掲げ、推進してまいりたいと考えております。

次に、施策10「児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実」でございます。現状と課題として、相談メニューの増加や、社会的意識の高まりなどにより、児童虐待に関する相談が増加し続けていること、保護者が悩みなどを抱えたときに、相談先が分からない、気軽に相談しづらいといった声があることを挙げております。

それを踏まえ、虐待の兆候の早期把握、虐待の未然防止に向けたアウトリーチ型の支援や、在宅支援の強化を図ること、身近な相談支援体制の充実や、関係機関との連携強化に取り組むこと、また、様々なニーズに対応できるような社会的養護体制づくりとして、親子関係の再構築支援、里親等養育の推進、養子縁組への移行支援など、自立に向けた支援を施策の方向性として掲げ、推進してまいりたいと考えております。

次に、施策11「ひとり親家庭など様々な環境で育つ子どもの支援」でございます。現状と課題として、母子家庭の就業率は高く、正社員の割合が高い一方、依然として厳しい経済状況にあること家族の日常生活上の世話などを行っている子どもや、外国にルーツを持つ子ども、性的マイノリティの子どもが、悩みや困難を抱えている場合があることを挙げております。

それを踏まえ、仕事と子育てを両立しやすい環境づくりや、ひとり親家庭の支援の充実に取り組むこと、家族の日常生活上の世話などを過度に行っている、ヤングケアラーの支援の充実に取り組むこと、外国にルーツを持つ子どもや、性的マイノリティの子どもを含むすべての子どもが、互いの違いを認め、尊重し合う環境づくりに取り組むことを施策の方向性として掲げ、推進してまいりたいと考えております。

次に、施策12「子どもの貧困対策の推進」でございます。現状と課題として、収入が低い世帯ほど、子どもの生活環境が安定しない、学習が遅れがち、体験機会が少ないなどの傾向があり、家庭の経済状況によって様々な格差が生じていることを挙げております。

それを踏まえ、子どもが適切な養育・教育等を受け、多様な体験機会を得られるよう、子どもの

学習支援の推進や、体験機会・居場所の充実など、子どもの貧困対策を総合的に推進すること支援を着実に届けられるよう、関係機関との連携や、情報提供の充実などに取り組むことを施策の方向性として掲げ、推進してまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

(会長)

はい、ありがとうございました。

副会長も参加されました。それでは審議を始めますので、どうぞよろしくお願いいたします。

先ほどご説明ありました、素案を中心に意見交換できればと思っておりますが、最初に基本理念を少しアップデートしていただいたとのご説明がありましたけれども、こちらについてご意見がある方いらっしゃいますでしょうか。子どもの権利やウェルビーイングといったことを、こちらにまとめていただいておりますけれども。

(委員)

現計画と比べても、子どもの権利というところが前面に出て、とても分かりやすく本当に素晴らしい内容になったと思います。意見をいろいろ取り入れていただきありがとうございます。

1点だけですが、基本理念が「すべての子どもが夢を描けるまちをめざして」なので、説明としても「子ども一人ひとりが未来を創るかけがえのない存在」という出だしになっていると思います。今がなければ未来はないので、子ども一人ひとりの今を大切にするとか、今を生きるとか、そういったところを入れたうえで、未来へというようにしていただきたいと思います。計画の文章を検討する中で、今の子どもたちを大事にするといった表現が入るとより良いと思いましたので、意見としてお伝えしておきます。

(事務局)

こども政策課長でございます。

ご意見ありがとうございます。そういった文言の追加も検討させていただきたいと思います。

(会長)

はい、ありがとうございました。

他に基本理念に関しまして、ご意見がある方いらっしゃいますか。よろしいですかね。

それでは基本的視点について、新たに視点3及び視点4の内容が追加されておりますけれども、これらに関しまして何かご意見をお持ちの方がいらっしゃいましたらお願いします。よろしいですかね。

そうしましたら、施策体系について、本専門委員会は目標1、目標4が中心となりますが、施策ごとの現状と課題及び方向性について、ご意見いただければというふうに思います。いかがでしょうか。

私からお尋ねしてもよろしいですか。施策11の「ひとり親家庭など様々な環境で育つ子どもの支援」の現状と課題に「母子家庭の就業率は高く、最も多い就労形態は正社員であるが、依然とし

て厳しい経済状況にある」との記載がありまして、厳しい状況であるということを強調するのであれば、どちらかというと正規社員が多いというよりは非正規が多いことも、母子家庭の特徴だと認識しておりますので、そのような表記の方が、より端的に言い表せるのではないかなと思います。正社員というところを示されている理由などあれば教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

こども政策課長でございます。

記載のとおり就業形態のデータで確認いたしますと、ひとり親家庭は正社員の割合が最も高い状況でございます。おっしゃるとおり、それ以外の世帯と比較いたしますと、そうではない家庭も多い状況ではございますが、正社員の割合は増えてはおりますので、文章を追加する際に、会長がおっしゃられたようなことも検討させていただきたいと思います。

(会長)

ありがとうございます。他にご意見がある方はいらっしゃいますでしょうか。

(委員)

私は地域において、いろいろな個別支援や地域支援を行っている立場でございます。施策 12 に「支援を着実に届けられるよう、関係機関との連携や情報共有の充実等に取り組む」とありますが、基本的視点の視点 5「社会全体での支援」に書かれている「地域」というワードが出てきません。子ども食堂等との関係が深いこともございますので、可能であれば、「支援を着実に届けられるよう、“地域”や関係機関との連携」というように、「地域」というワードを入れていただければと、より関係性が強まると思いますので、ご検討いただければと思います。

(事務局)

子どもの貧困対策を担当しております、こども見守り支援課長でございます。

委員のおっしゃるとおり、子ども食堂も民生委員、児童委員、地域の方から必要な支援に適切につないでいくといった面がございますので、「地域」というワードを記載することを含め検討したいと思っております。以上でございます。

(会長)

はい、ありがとうございます。その他ご意見のある方いらっしゃいますか。

(委員)

副会長がお詳しいと思いますが、施策 9「障がいのある子どもや発達が気になる子どもの支援」の現状と課題の「診断待ちが発生している」という言葉がすごく気になっていて、障がいのある子どもや発達が気になる子どもの親などの当事者の立場からすれば、診断を待っているわけではなく、

気になったり困ったりしていて、療育センター等で受診や相談をしたくて待っている状況なので、診断待ちだと医学モデルに基づく障がいを前提としているように読めてしまうので、少し表現を修正した方がいいかと思いました。

(会長)

ありがとうございます。このあたり、副会長いかがでしょうか。よろしければお尋ねいただきたいと思います。

(副会長)

これは子どものための総合計画で、今は非常に診断前支援など言われていますし、診断によって更に細やかな支援が受けられることがメリットですけれども、むしろ診断がないと支援が受けられないということはデメリットになる印象もありますので、専門機関への受診に時間がかかることはあるのでしょうか、診断待ちという表現は少し考えていただいて。インクルーシブ教育の実現に向けては、診断という言葉より支援の受け皿につながりづらいといった表現の方が良いように思います。

そのほか、施策 11 と施策 12 は書き方がすごく難しいと思いますが、前回の専門委員会でもひとり親家庭の年収等の調査結果も説明があって、就業率はもちろん重要なところですが就業率が高いかよりも依然として厳しい経済状況にあることの方が重要であろうし、就業率に字数を割き過ぎているような気がしました。折角、細やかな調査をされていて、子育てに割く時間がないとか、子育ての情報が取得しづらいといった結果があったと思いますので、ひとり親家庭の子育てに関連する様々なニーズや不利な状況にあるといった言葉を入れた方がいいと思いました。

また、就業率について字数を割くよりは、マイノリティを持つ子どもと子どもを持つ親がどのような悩みや困難を抱えているか具体的な記述があると、今後の施策の方向性がイメージしやすいような気がいたしました。以上です。

(会長)

はい、ありがとうございます。まず「診断待ち」という表現に関しましてはいかがでしょうか。よろしく願いいたします。

(事務局)

こども発達支援課長でございます。

ご意見ありがとうございます。確かに診断のことだけではございませんので、先ほど副会長からも専門機関への相談から実際の支援につながるまでに時間を要しているなどの案もいただきましたので、今後検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

(会長)

では次に、施策 11 で就業率ではなく経済状況が厳しいところに大きな課題があるという件に関

しましては、いかがでしょうか。

(事務局)

こども家庭課長でございます。

ご意見ありがとうございます。当課で調査しておりまして、就業率だけではなく、子育て支援に関する文言も追加したいと考えております。

(会長)

次に、外国にルーツを持つ子どもや性的マイノリティの子どもに関する記載を厚くしてはどうかというご意見もありましたが、いかがでしょうか。

(事務局)

こども政策課長でございます。

ご意見ありがとうございます。計画を作り込む段階で具体的な記述ができるように内容を検討させていただきます。

(会長)

はい、ありがとうございます。そのほかご意見、ほかにいらっしゃいますでしょうか。

(委員)

施策 10 の施策の方向性に「虐待兆候の早期把握・未然防止に向けたアウトリーチ型支援や在宅支援強化を図る」とありますが、どのような取組みになりますか。

(事務局)

こども家庭課長でございます。

現在もアウトリーチ型支援を行っておりまして、福岡市は以前より虐待が起こった後の支援だけではなく、起こる前に兆候をキャッチして防ぐことに取り組んでおります。アウトリーチ型支援は、養育に不安がある方への支援員の派遣やショートステイといった在宅支援などを行っております。虐待がなくても、養育に不安がある家庭へ必要な支援を行うよう取り組んでまいります。

(会長)

はい、ありがとうございました。そのほか、ご意見がある方いらっしゃいますでしょうか。

私も質問させていただいてよろしいですか。施策 12「子どもの貧困対策の推進」に関してですが、今年 6 月に子どもの貧困対策法の改正案が可決されましたが、そこで「こどもの貧困の解消」という言葉が新たに明記されておりまして、解消に向けた取組みも少し念頭に置いたような記載が必要かどうかというところに関して、どのようにお考えでしょうか。

(事務局)

こども見守り支援課長でございます。

今年6月に、従前の子どもの貧困対策推進法が、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律という形に改正されたと認識しております。国としても貧困の解消を含めて考えていると思いますが、福岡市が現状をどうやって解消するのかを含め、しっかりと考える必要があると思っております。引き続き国の動向等も注視しながら、こういった取組みがあつて、どのように解消につながるのか、解消に至るまではかなり時間がかかると思っておりますし、子どもが幼い頃から成長して、どの時点で解消したかを図ることも難しい点でございますので、何らかの指標も含めて考えたいと思っておりますけれども、今の段階では、従来通りの子ども貧困対策の推進という表現をさせていただいているところでございます。以上です。

(会長)

ありがとうございます。

私も解消はすごく難しいと思っておりますが、国が思い切った文言を入れて、どうしていくことが解消なのか関心もありましたので、お尋ねしました。ありがとうございました。

その他、何かご意見がある方いらっしゃいますでしょうか。

(委員)

まず、施策1の施策の方向性に「社会全体で子どもの権利を尊重し、意見を大切するよう普及啓発を行う」とありますが、子ども自身が子どもの権利を学ぶことも含めて、具体的な内容が今後考えられていくかどうか教えてください。もしそうでない場合は、ぜひ入れてもらいたいと思います。

(事務局)

こども政策課長でございます。

もちろん子ども自身が子どもの権利について学ぶことも含めて検討させていただきます。

(会長)

はい、ありがとうございます。その他、ご意見のある方いらっしゃいますでしょうか。

1つ確認ですが、基本的視点4に「プッシュ型の支援」と記載されておりますが、それは施策別の現状と課題及び方向性には盛り込まなくてもよろしいのでしょうか。アウトリーチ型とは違う観点でのアプローチになると思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

こども政策課長でございます。

基本的視点ですので、具体の支援を検討するうえでの視点として念頭に置きたいと思っております。専門委員会③の資料における現状と課題及び方向性にはプッシュ型の支援といった言葉は出てきませんが、目標2の施策5「相談支援体制と情報提供の充実」の施策の方向性では、プッシュ型

の情報発信といった文言を入れる方向で検討しているところでございます。以上でございます。

(会長)

はい、分かりました。ありがとうございます。

ほかにご意見がある方いらっしゃいますでしょうか。

(副会長)

プッシュ型について、子どもの施策としてはかなり耳新しい響きですが、施策になったときの具体的なイメージとしては、自動的にいろいろなものが要請を待たずに届けられるみたいなことでしょうか。ニュアンスとしては、割と災害支援などで最近使われているような気がします。

(会長)

ありがとうございます。

私も実はプッシュ型という言葉をあまり耳にしたことがなかったので、同じようなことを思っておりましたが、もしよろしければ、プッシュ型の内容について少しご説明いただいてもよろしいでしょうか。

(事務局)

こども政策課長でございます。

副会長がおっしゃられたように、一定の条件に該当する方に対して、自動的にサービス等が給付されることを念頭に置いておりまして、情報提供の充実の例で言いますと、支援の対象となる方に対して、例えば SNS などによりサービスの情報を届けることを想定しております。コロナ下で国が実施した給付金事業では、条件に当てはまる方に対してプッシュ型で支援がなされたと理解しております。以上でございます。

(会長)

はい、ありがとうございます。

そのほかご意見などある方、お願いいたします。

ちょっと細かい指摘で申し訳ありませんが、施策 10 の施策の方向性の「⑦自立に向けた支援」には、社会的養護経験者のといった文言は入れなくても大丈夫でしょうか。

(事務局)

こども家庭課長でございます。

社会的養護体制の充実という施策の枠内での方向性ですので、「自立に向けた支援」でよいのではないかと考えております。

(会長)

はい、ありがとうございます。

(委員)

施策 10 の「保護者が悩み等を抱えたときに、相談先が分からない、気軽に相談しづらいといった声がある」ことに対しての施策の方向性としては、「②身近な相談支援体制の充実」があたると思ったのですが、現在、福岡市では、いろいろな相談支援体制が設置されているなか、加えて現段階でお考えのことがあれば、教えていただければと思います。

(会長)

はい、よろしくお願いいたします。

(事務局)

こども家庭課長でございます。

今年度から公立保育所や児童家庭支援センターから子どもプラザ、子ども食堂等に相談員を派遣し、相談を受ける地域子育て相談窓口という事業をモデルで始めております。こちらは児童福祉法に定められておりますが、きっかけといたしましては、行政に相談するには敷居が高く、なかなか電話や相談がしにくいという声がありまして、親子連れで集まる場や民間の方が相談しやすいところということで、始めているところでございます。

また、専門的な相談をするところとして、児童家庭支援センターというものを設置しておりますが、各区にまでは設置できておりませんので、どこまで増設するかということも含めまして、検討をしてみたいと考えております。

その他、SNS 等の相談等も市でいろいろと実施しておりますので、様々なチャンネルを作りまして、相談を拾えるような体制を構築したいと考えております。以上でございます。

(会長)

はい、ありがとうございました。他にご意見、ご質問のある方はお願いいたします。

(副会長)

限られた紙面なので、すべてを盛り込むのは難しいと思いますが、施策 9 や施策 10 など、「支援体制の充実」という言葉が出てきますが、体制の充実の中に支援を行う人材の育成といった内容を計画に入れるのは、不適切なんではないでしょうか。体制や仕組みとかは非常によく分かりますけれども、体制や仕組みを支えるのは専門性も含めて人材だと思ひまして、特に診断待ちといったことも考えていく上で、人材がいけないという課題もあると思うので、いかがでしょうか。

(事務局)

こども発達支援課長でございます。

ご質問ありがとうございます。施策 9 に関して申し上げますと、体制の充実には人材の充実が欠

かせないものでありまして、特に障がい・福祉分野は、人材の確保が非常に課題になっているというところがございます。

療育センターにおける診断や相談からつながる児童発達支援というサービスの提供ですけれども、児童発達支援は、国の考えもございまして、児童発達支援センターが中核的機能を果たして、その周辺にある児童発達支援事業所などへ専門的な知識を伝達しつつリードしていく、点ではなく面として、福岡市全体の児童発達支援体制の充実を図るよう考えておりまして、そのため児童発達支援事業所の方々への研修実施など具体的な取組みを始めているところですので、文言を今後検討していく中で盛り込んでいくかも含めて検討させていただきたいと思っております。

(事務局)

こども家庭課長でございます。

施策 10 で申し上げますと、こちらもご指摘のとおり、社会的養護の分野さまざまな支援をしておりますが、行政含め民間も人材の確保と人材の育成が重要な課題と認識をしておりますので、こちらの施策の方向性に記載をして、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

(会長)

はい、ありがとうございます。

他にご意見、ご質問のある方はお願いいたします。

施策 1 「子どもの権利の尊重と子どもの意見表明支援」の施策の方向性として、「①子どもの権利の尊重に向けた啓発」と「②子どもアドボカシーの推進」とありますけど、教育的な観点から権利の主体者である子ども自身が自らの権利について学ぶ機会に関しては文言として入れる必要性はないのか、今後、こういったところを進めていくにあたって、学校現場では、子どもたちに対するアプローチをどのようにお考えなのか、もしあればお聞かせいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

こども政策課長でございます。

先ほど申しましたように、子ども自身が子どもの権利について学ぶ機会を想定しておりまして、確かにここに書いている表現だけですと分かりづらいと思いますので、文言についてはしっかりと検討していきたいと思っております。学校現場での具体的な取組みについては、今後、教育委員会とも連携し、検討を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

(会長)

そのほか、何かご意見、ご質問がある方いらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

様々なご意見ありがとうございました。いろいろな活発なご意見をいただきましたけれども、丁

寧に事務局でまとめていただきましたので、スムーズに意見交換できたのではないかなと思います。
議題につきまして、事務局案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしということで、ありがとうございます。では、事務局案のとおりとさせていただきますと思います。

以上で本日予定しておりました議題は終了いたしました。他に何かございますでしょうか。特にないようでしたら、これをもちまして本日の審議を終了いたします。ありがとうございました。
それでは、事務局に進行をお返しいたします。

閉会

(事務局)

会長、会長、並びに委員の皆様、本日は熱心にご議論をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは最後に、事務連絡でございます。まず、今後の進め方でございますが、第1回専門委員会でご説明のとおり、専門委員会は本日の第3回をもって、一旦終了とさせていただきます。今後は8月29日に予定しております、こども・子育て審議会総会において、他の専門委員会の内容も含めた素案全体をお示しいたしますので、改めましてご審議をお願いいたします。

それから、本日の会議につきましては、会議録を作成し、公表することとなっております。会議録の内容を事前にご確認いただくため、後日、事務局よりメールまたは郵便でお送りしますので、ご確認をお願いいたします。

また、本日の審議会の報酬及び旅費のお支払いに関しまして、ご持参いただいた資料の提出がお済みでない方がいらっしゃいましたら、お帰りの際に受付へお願いいたします。また、本日お配りした資料は、ご不要でしたら置いたままお帰りください。

それではこれをもちまして、令和6年度 福岡市こども・子育て審議会 第3回専門委員会を終了いたします。本日はありがとうございました。

閉 会